

平成30年 第1回

北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会

議案集

目 次

議案番号	件 名
1	北海道後期高齢者医療広域連合第3次広域計画
2	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
3	北海道後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
4	平成29年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算(第2号)
5	北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
6	平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算
7	平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算

平成30年

第1回定例会

議案第1号

北海道後期高齢者医療広域連合第3次広域計画

地方自治法第291条の7第3項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合第3次広域計画を別冊のとおり定める。

平成30年2月23日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

平成30年

第1回定例会

議案第2号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(北海道後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
の一部改正)

第1条 北海道後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例(平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第23号)の一部を次の
ように改正する。

第2条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及
び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条第5号を同条第7号
とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第2条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を
加える。

(5) 職員の休業の状況

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(北海道後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条
例の一部改正)

第2条 北海道後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関す
る条例(平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第10号)の一部を次
のように改正する。

題名中「効果」の次に「等」を加える。

第1条中「第27条第2項、第28条第3項」を「第28条第3項」に改め、「効果」の次に「等」を加える。

第2条第1項中「降任又は免職」を「降任し、又は免職」に、「勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき」を「人事評価又は勤務の状況を示す事実を証する書類等により」に、「勤務実績の不良な」を「勤務実績がよくない」に改め、同条第3項及び第4項中「降任又は免職」を「降任し、又は免職」に改める。

第3条第1項中「引き続き3年を超えない範囲」の次に「内」を加える。

第4条第1項中「その」を「職員としての」に改める。

第5条第2項中「場合の」を「場合に」に改める。

(北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(北海道後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 北海道後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例(平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等に伴い、関係条例の規定整備を行うためであります。

平成30年

第1回定例会

議案第3号

北海道後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

北海道後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項の規定」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44号）による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、所要の規定整備を行うためであります。

平成29年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第2号）

平成29年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,915千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ856,770,782千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額を、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりとする。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成30年2月23日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 282,986,103	千円 19,915	千円 283,006,018
	2 国庫補助金	78,004,023	19,915	78,023,938
歳入合計		856,750,867	19,915	856,770,782

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療費		千円 843,925,627	千円 △ 69,080	千円 843,856,547
	2 保険給付費	842,518,132	△ 69,080	842,449,052
3 諸支出金		12,819,100	88,995	12,908,095
	1 市町村支出金	239,146	19,915	259,061
	2 償還金及び還付加算金等	12,579,954	69,080	12,649,034
歳出合計		856,750,867	19,915	856,770,782

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
レセプト2次点検業務委託	平成30年度	千円 31,018
給付等関連業務委託	平成30年度	319,316
被保険者証等一括印刷業務委託	平成30年度	25,996

平成30年

第1回定例会

議案第5号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び第14条第1項第1号の2」を削る。

第8条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、「100分の10.51」を「100分の10.59」に改める。

第9条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、「49,809円」を「50,205円」に改める。

第10条中「57万円」を「62万円」に改める。

第12条中「第4条から第10条まで」を「第6条」に改め、「所得割額又は」を削り、同条第1号イ中「第93条、第96条及び第98条」を「第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条」に改める。

第14条第1項第1号中「第2号及び第3号並びに次項」を「以下この条」に改め、同項第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同条第2項中「前項第1号、第2号及び第3号」を「前項各号」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第1項及び前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第20条中「有する被保険者」の次に「及び法第55条又は第55条の2の規定の適用を受ける被保険者」を加える。

第21条第1項中「第55条」の次に「又は第55条の2」を加える。

附則第 29 条を次のように改める。

(平成 28 年度及び平成 29 年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第 29 条 平成 28 年度及び平成 29 年度における保険料の賦課総額の算定について第 12 条の規定を適用する場合においては、同条中「第 14 条又は第 15 条に規定する基準に従い」とあるのは「平成 28 年度においては第 14 条若しくは第 15 条又は附則第 30 条若しくは第 31 条に規定する基準に従い、平成 29 年度においては第 14 条若しくは第 15 条又は附則第 32 条若しくは第 33 条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。

附則第 32 条を削り、附則第 33 条を附則第 32 条とし、附則第 34 条を附則第 33 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

(平成 30 年度及び平成 31 年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第 34 条 平成 30 年度及び平成 31 年度における保険料の賦課総額の算定について第 12 条の規定を適用する場合においては、同条中「第 14 条又は第 15 条に規定する基準に従い」とあるのは「平成 30 年度においては第 14 条若しくは第 15 条又は附則第 35 条若しくは第 36 条に規定する基準に従い、平成 31 年度においては第 14 条若しくは第 15 条又は附則第 36 条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。

(平成 30 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第 35 条 平成 30 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第 15 条の規定を適用する場合においては、同条第 1 項中「限る。）」について、法第 52 条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは、「限る。）」とする。

(平成 30 年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課の特例)

第 36 条 平成 30 年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第 14 条第 1 項第 1 号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号中「10 分の 7」とあるのは、「20 分の 17」とする。

- 2 前項の規定は、平成30年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、平成30年度及び平成31年度における保険料率の改定、保険料の賦課限度額及び所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額の軽減判定基準の変更、所得の少ない被保険者に対して賦課する所得割額の軽減特例措置の廃止、平成30年度における被用者保険の被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額の軽減特例措置の見直し、所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額の軽減特例措置の継続並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の改正等に伴う所要の規定整備を行うためであります。

平成30年

第1回定例会

議案第6号

平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,540,528千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、43,000千円と定める。

平成30年2月23日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 2,531,336
	1 負担金	2,531,336
2 国庫支出金		7,128
	1 国庫補助金	7,128
3 財産収入		87
	1 財産運用収入	87
4 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,975
	1 預金利子	280
	2 雑入	1,695
歳 入 合 計		2,540,528

歳 出

款	項	金額
1 議 会 費		千円 3,779
	1 議 会 費	3,779
2 総 務 費		171,129
	1 総 務 管 理 費	170,607
	2 選 挙 費	148
	3 監 査 委 員 費	374
3 公 債 費		26
	1 公 債 費	26
4 諸 支 出 金		2,364,594
	1 他 会 計 繰 出 金	2,364,592
	2 償還金及び還付加算金等	2
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		2,540,528

平成30年

第1回定例会

議案第7号

平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算

平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ835,413,166千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,300,000千円と定める。

平成30年2月23日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		千円 135,811,473
	1 市 町 村 負 担 金	135,811,473
2 国 庫 支 出 金		281,389,008
	1 国 庫 負 担 金	203,216,522
	2 国 庫 補 助 金	78,172,486
3 道 支 出 金		70,868,599
	1 道 負 担 金	70,178,599
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	690,000
4 支 払 基 金 交 付 金		330,351,298
	1 支 払 基 金 交 付 金	330,351,298
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金		243,278
	1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	243,278
6 財 産 収 入		3,823
	1 財 産 運 用 収 入	3,823
7 繰 入 金		14,144,592
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,364,592
	2 基 金 繰 入 金	11,780,000
8 繰 越 金		2,580,000
	1 繰 越 金	2,580,000
9 諸 収 入		21,095
	1 預 金 利 子	20,551
	2 雑 入	543
	3 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
歳 入 合 計		835,413,166

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療費		千円 835,174,810
	1 総務管理費	2,283,229
	2 保険給付費	832,891,581
2 公 債 費		4,418
	1 公 債 費	4,418
3 諸 支 出 金		231,938
	1 市町村支出金	179,851
	2 償還金及び還付加算金等	52,087
4 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		835,413,166